

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省29-4-4)

施策名	4-4 貿易管理	担当部局名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策の概要	○大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な貿易審査等を実施する。 ○国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国連安保理決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な貿易管理体制を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。			政策体系上の位置付け	4 対外経済
達成すべき目標	○適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。			目標設定の考え方・根拠	・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) ・外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成29年4月7日閣議決定) ・世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)
施策の予算額(執行額) (百万円)	27年度 473 (428)	28年度 1,021 (772)	29年度 695	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) ・外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成27年3月31日閣議決定) ・世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 外為法・貿易管理体制の企画・構築状況	貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築	29年度	○テロの脅威の増大、他国の軍事力の強大化、技術調達及び迂回輸出手法の高度化等、安全保障を取り巻く環境は深刻化しており、相俟って、武器転用可能技術等のより厳格な管理が求められている。また、国際条約等に基づく動植物の保全や、国連安保理決議や国際輸出管理委員会合等に基づく輸出入禁止措置等の対外経済制裁を着実に実施する必要がある。 ○我が国においては、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、輸出入規制、対内直接投資規制等を実施しているところ、上記背景を踏まえつつ審査を着実に実施をするとともに、アジア各国においても適切な輸出管理の実行を促すよう、昨年と同様に、測定指標として定めるもの(測定指標1及び2)。 ○加えて、経済連携協定(EPA)においては、特惠税率の恩恵を享受するための条件として原産地証明書の作成が規定されているため、国内制度の整備及び普及啓発を着実に実施する必要がある、測定指標として定めるもの(測定指標3)。
2 外為法及び関税率法に基づく貿易審査状況	外為法及び関税率法に基づく貿易審査等の着実な執行	29年度	
3 原産地証明制度等の企画・構築・執行状況	輸出貿易の健全な発展に寄与する原産地証明制度の着実な執行	29年度	

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み	年度ごとの実績値									参考指標の選定理由及び設定の根拠
		基準年度		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 海外における輸出管理セミナー等開催件数	-	-	-	-	3	3	4	-	-	-	-	当該セミナーは、アジア諸国全般における輸出管理に対する意識の向上や政府職員の能力向上を目的としたものであり、その開催実績件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。	
2 安全保障貿易管理説明会受講者数	-	-	-	-	10,028	9,007	9,285	-	-	-	-	当該説明会は、安全保障貿易管理制度の普及啓発を目的として実施しているものであり、それに参加した人数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。	
3 輸出管理内部規程(OP)届出企業数	-	-	-	-	1451 (26年)	1443 (27年)	1440 (28年)	-	-	-	-	輸出管理内部規程は、企業が安全保障貿易関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐことを目的として自主的に策定するものであり、その届出件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成29年 行政事業 レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度					
貿易管理対策事業 1 (旧:安全保障貿易管理対策事 業)	181 (171)	325 (283)	446	平成16年 度	1,2	①本事業を実施することにより、懸念国の調達動向等の調査し、より適正かつ厳格な輸出管理を行うとともに、国内外の状況に応じて制度の見直しを図ることが出来ると見込んでいる。 また、アジア諸国への我が国の優れた貿易管理制度の普及事業は、諸国の輸出管理制度の適正化・効率化を一層促進することが出来るため、国際的な貿易管理の円滑化に資すると思われる。 ②WTO紛争事例や他国の調査実務に関する情報を収集分析し、体系的に整理・調査実務に反映することにより①我が国の調査手法を整備・強化し、②調査に係る紛争リスクを低減することにより、WTO協定に整合的な調査体制の確立・実施を目指す。	-	0101